

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		平成29年10月2日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府乙訓郡大山崎町宇下植野小字南牧方32		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 乙訓環境衛生組合 管理者 山本 圭一 電話 075-957-6686					
主たる業種	ごみ処分業	細分類番号	8 8 1 6				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「第3期乙訓環境衛生組合地球温暖化防止実行計画」の推進を図り、府条例に基づく温室効果ガス排出量の削減計画達成を目指す。						
計画を推進するための体制	上記実行計画に基づき構成されている「乙訓環境衛生組合地球温暖化防止推進委員会」により、本計画と実行計画を併せて推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	27,535.0 トン	30,842.0 トン	30,823.9 トン	30,803.6 トン	12.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	31,389.9 トン	30,589.7 トン	30,574.8 トン	30,557.5 トン	-2.6 パーセント	
	目標の根拠	乙訓環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画を基に、各施設の減量率を求め該当する（廃棄物部門）項目の基準年度に乘じ、目標を定めた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	工場	5.30	5.20	5.20	5.20	-1.89 パーセント	
	事業活動に伴う排出の量 (年間処理能力)					パーセント	
	原単位の指標及び目標の根拠	各施設の運転計画日数及びその処理能力から処理可能量を算出し、それに対する温室効果ガス排出量を算出するものである。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		69.0 パーセント	69.0 パーセント	76.0 パーセント	84.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	燃料使用量や節電による電力使用量等の削減に取組み、廃棄物部門から排出する温室効果ガスを削減する。					
	(30)年度	燃料使用量や節電による電力使用量等の削減に取組み、廃棄物部門から排出する温室効果ガスを削減する。					
	(31)年度	燃料使用量や節電による電力使用量等の削減に取組み、廃棄物部門から排出する温室効果ガスを削減する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特になし。					
	上記の措置を採用する理由	周辺に公共交通機関が無く、通勤し難い地域に施設が設置されているため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	168.2	トン	166.1	トン	164.1	トン
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン	トン	
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン	トン	
	合計	252.3	トン	249.2	トン	246.2	トン
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	本組合では、年に1回「リサイクルフェア」を開催し、家具・自転車の再生品の販売や、リサイクルへの呼びかけをしている。また、施設見学を行い、地域住民及び管内小学4年生全員に対して、環境意識向上のための啓発活動を実施している。						
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。